



ピラクロストロビン (Pyraclostrobin)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の追加設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴い要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬／殺菌剤										
作用機構	ストロビルリン系殺菌剤 植物病原菌内のミトコンドリア内のシトクローム電子伝達系を阻害し、孢子発芽及び菌糸伸長を阻害することで作用すると考えられている。										
適用作物／適用病害虫等	適用拡大申請：かき、うめ、すもも／落葉病、炭疽病、黒星病等										
我が国の登録状況	かぼちゃ、りんご、もも等に農薬登録がなされている。										
諸外国の状況	キャベツ、りんご、コーヒー豆等に国際基準が設定されている。米国において、ぶどう、らっかせい等に、カナダにおいてブロッコリー、マンゴー等に、EUにおいてかんきつ類、豆類等に、オーストラリアにおいてりんご、ぶどう等に、ニュージーランドにおいてぶどう、キウイ等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.034mg/kg 体重/day [設定根拠] ①2年間 慢性毒性試験(ラット・混餌) ②2年間 発がん性試験(ラット・混餌) 無毒性量 3.4 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。										
暴露評価	<p>EDI/ADI比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>24.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1～6歳)</td> <td>49.3</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>16.7</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>26.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI: 推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p>		EDI/ADI比 (%)	国民平均	24.1	幼小児(1～6歳)	49.3	妊婦	16.7	高齢者(65歳以上)	26.5
	EDI/ADI比 (%)										
国民平均	24.1										
幼小児(1～6歳)	49.3										
妊婦	16.7										
高齢者(65歳以上)	26.5										
意見聴取の状況	平成21年7月28日に在京大使館への説明を実施 現在、パブリックコメント及びWTO通報手続中										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
小麦	0.2	0.02		0.2		
大麦	0.5	0.4		0.5		
ライ麦	0.02	0.02				
とうもろこし	0.02	0.1		0.02		
その他の穀類	0.5			0.5		
大豆	0.05	0.04		0.05		
小豆類	0.5	0.3		0.5		
えんどう	0.3	0.3		0.3		
そら豆	0.3	0.3		0.2		
らつかせい	0.05	0.05				
その他の豆類	0.3	0.3		0.2		
ばれいしよ	0.02	0.02		0.02		
さといも類	0.04	0.04				
かんしよ	0.04	0.04				
やまいも	0.04	0.04				
その他のいも類	0.04	0.04				
てんさい	0.2	0.2		0.2		
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	0.5	0.4		0.5		
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	20	16		20		
かぶ類の根	0.4	0.4				
かぶ類の葉	16	16				
西洋わさび	0.4	0.4				
クレソン	29	29				
はくさい	3	3	○			1.59(#), 0.252(#) / 0.358(#), 1.34(#)
キャベツ	0.2	5		0.2		
芽キャベツ	0.3	5		0.3		
ケール	1	16		1		
きょうな	16	16				
チンゲンサイ	5	5				
カリフラワー	0.1	5		0.1		
ブロッコリー	0.1	5		0.1		
その他のあぶらな科野菜	16	16				
ごぼう	0.4	0.4				
サルシフィー	0.4	0.4				
チコリ	29	29				
エンダイブ	29	29				
レタス	2	29		2		
その他のきく科野菜	29	29				
たまねぎ	0.2	0.2		0.2		
ねぎ	0.7	0.9		0.7		
にんにく	0.05	0.9		0.05		
その他のゆり科野菜	0.9	0.9				
にんじん	0.5	0.4		0.5		
パースニップ	0.4	0.4				
パセリ	29	29				
セロリ	29	29				
その他のせり科野菜	29	29				
トマト	0.3	0.3		0.3		
ピーマン	0.5	0.3		0.5		
なす	0.5	1.4	○	0.3		0.06, 0.12(\$)
その他のなす科野菜	1.4	1.4		0.5		
きゅうり	0.5	0.5	○	0.5		0.072(#), 0.072(#)
かぼちや	0.5	0.5	○	0.3		0.056(#), 0.042(#)
しろり	0.5	0.5				
すいか	0.5	0.5	○			<0.05, <0.05
メロン類果実	0.2	0.3		0.2		
まくわり	0.5	0.5				
その他のうり科野菜	0.5	0.5				

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
しょうが	0.04	0.04				
未成熟えんどう	0.02	0.5		0.02		
未成熟いんげん	0.5	0.5				
えだまめ	0.5	0.5				
その他の野菜	16	16		0.02		
みかん	0.02	0.02	○	1		0.006, 0.007, <0.005, 0.006
なつみかんの果実全体	1	2	○	1		0.37, 0.28
レモン	1	2	○	1		
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	1	2	○	1		
グレープフルーツ	1	2	○	1		
ライム	1	2	○	1		
その他のかんきつ類果実	1	2	○	1		0.09(すだち) 0.05(かぼす)
りんご	1	1	○	0.5		0.257, 0.204 / 0.178, 0.348
日本なし	1.5	1.5	○			0.437(#), 0.648(#) / 0.298, 0.220
西洋なし	1.5	1.5	○			
マルメロ	1.5	1.5				
びわ	1.5	1.5				
もも	0.02	0.02	○	1		<0.005(#), <0.005(#)(果肉) 4.10(#), 1.08(#)(果皮)
ネクタリン	1	0.9	○	1		0.29, 0.38
あんず(アブリコットを含む)	2	0.9	申	1		(うめ参照)
すもも(プルーンを含む)	1	0.9	申	1		<0.05, <0.05
うめ	2		申	1		0.36, 0.55
おうとう(チェリーを含む)	2	2	○	1		0.900, 0.554
いちご	0.5	0.4		0.5		
ラズベリー	2	1.3		2		
ブラックベリー	1.3	1.3				
ブルーベリー	1	1.3		1		
ハックルベリー	1.3	1.3				
その他のベリー類果実	1.3	1.3				
ぶどう	3	3	○	2		1.00(#), 1.19(#) / 0.782(#) / 0.370(#), 0.323(#)
かき	0.7		申			0.12, 0.22(\$)
バナナ	0.02	0.02		0.02		
パパイヤ	0.05			0.05		
マンゴー	0.05			0.05		
ひまわりの種子	0.3	0.3		0.3		
くり	0.04	0.04				
ペカン	0.02	0.02		0.02		
アーモンド	0.02	0.02		0.02		
くるみ	0.04	0.04				
その他のナッツ類	1	0.7		1		
コーヒー豆	0.3			0.3		
ホップ	15	23		15		
その他のスパイス	29	29				0.96, 1.34, 0.80, 1.63(み かん果皮)
その他のハーブ	29	29				

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の筋肉	0.5	0.1		0.5		
豚の筋肉	0.5	0.1		0.5		
		羊 0.1				
		馬 0.1				
その他の陸棲哺乳類の筋肉	0.5	山羊 0.1		0.5		
牛の脂肪	0.5	0.1		0.5		
豚の脂肪	0.5	0.1		0.5		
		羊 0.1				
		馬 0.1				
		山羊 0.1				
その他の陸棲哺乳類の脂肪	0.5	0.05		0.5		
牛の肝臓	0.05	1.5		0.05		
豚の肝臓	0.05	1.5		0.05		
		羊 1.5				
		馬 0.1				
		山羊 1.5				
その他の陸棲哺乳類の肝臓	0.05	0.05		0.05		
牛の腎臓	0.05	0.2		0.05		
豚の腎臓	0.05	0.2		0.05		
		羊 0.2				
		馬 0.2				
		山羊 0.2				
その他の陸棲哺乳類の腎臓	0.05	0.05		0.05		
牛の食用部分	0.05	0.2		0.05		
豚の食用部分	0.05	0.2		0.05		
		羊 0.2				
		馬 0.2				
		山羊 0.2				
その他の陸棲哺乳類の食用部分	0.05	0.05		0.05		
乳	0.03	0.1		0.03		
鶏の筋肉	0.05	0.05		0.05		
その他の家きんの筋肉	0.05	0.05		0.05		
鶏の脂肪	0.05	0.05		0.05		
その他の家きんの脂肪	0.05	0.05		0.05		
鶏の肝臓	0.05	0.05		0.05		
その他の家きんの肝臓	0.05	0.05		0.05		
鶏の腎臓	0.05	0.05		0.05		
その他の家きんの腎臓	0.05	0.05		0.05		
鶏の食用部分	0.05	0.05		0.05		
その他の家きんの食用部分	0.05	0.05		0.05		
鶏の卵	0.05	0.05		0.05		
その他の家きんの卵	0.05	0.05		0.05		
干しぶどう	5			5		

(\\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

ピラクロストロビン

食品名	残留基準値
	ppm
小麦	0.2
大麦	0.5
とうもろこし	0.02
その他の穀類(注1)	0.5
大豆	0.05
小豆類	0.5
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	0.5
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	20
キャベツ	0.2
芽キャベツ	0.3
ケール	1
カリフラワー	0.1
ブロッコリー	0.1
レタス	2
ねぎ	0.7
にんにく	0.05
にんじん	0.5
ピーマン	0.5
なす	0.5
メロン類果実	0.2
未成熟えんどう	0.02
なつみかんの果実全体	1
レモン	1
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	1
グレープフルーツ	1
ライム	1
その他のかんきつ類果実(注2)	1
ネクタリン	1
あんず(アプレコットを含む)	2
すもも(プルーンを含む)	1
うめ	2
いちご	0.5
ラズベリー	2
ブルーベリー	1
かき	0.7
パパイヤ	0.05
マンゴー	0.05
その他のナッツ類(注3)	1
コーヒー豆	0.3
ホップ	15
牛の筋肉	0.5
豚の筋肉	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物(注4)の筋肉	0.5
牛の脂肪	0.5
豚の脂肪	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.5
牛の肝臓	0.05
豚の肝臓	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05
牛の腎臓	0.05
豚の腎臓	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05
牛の食用部分(注5)	0.05
豚の食用部分	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05
乳	0.03
干しぶどう	5

(注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

(注2)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

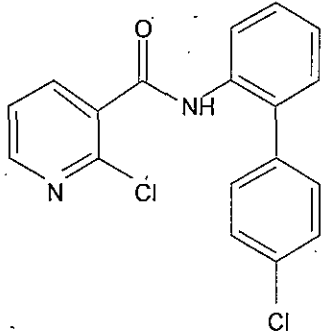
(注3)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

(注4)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

(注5)「食用部分」とは、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外のものをいう。



ボスカリド (Boscalid)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の追加設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴い要請があり、併せてインポートトレランス制度に基づく基準設定の要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬/殺菌剤										
作用機構	アニリド系化合物の殺菌剤 ミトコンドリア内膜のコハク酸脱水素酵素複合体の電子伝達を阻害することで作用すると考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	適用拡大申請: ししとう、だいず、うめ等/灰色かび病、菌核病、黒星病等 インポートトレランス申請: セロリ、大麦/うどんこ病、網斑病等										
我が国の登録状況	なす、きゅうり、りんご等に農薬登録がなされている。										
諸外国の状況	りんご、ぶどう等に国際基準が設定されている。米国においてばれいしょ、セロリ等に、カナダにおいてリーフレタス、もも等に、EUにおいて穀類、仁果果実等に、オーストラリアにおいてりんご、畜産物等に、ニュージーランドにおいてぶどう、キウイ等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.044 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性試験 (ラット・混餌) 無毒性量 4.4 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。										
暴露評価	<p>EDI/ADI比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="561 1659 1412 1915"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>38.3</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>73.3</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>28.8</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>38.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI: 推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p>		EDI/ADI比 (%)	国民平均	38.3	幼小児 (1~6 歳)	73.3	妊婦	28.8	高齢者 (65 歳以上)	38.3
	EDI/ADI比 (%)										
国民平均	38.3										
幼小児 (1~6 歳)	73.3										
妊婦	28.8										
高齢者 (65 歳以上)	38.3										
意見聴取の状況	平成 21 年 8 月 25 日に在京大使館への説明を実施。 今後、パブリックコメント及び WTO 通報手続きを予定。										
答申案	別紙2のとおり。										



農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
大麦	3		IT		3; EU	【<0.01-1.79(n=10)(EU大 麦)】
大豆	2	0.1	申			0.03, 0.57
小豆類	2.5	2.5	○			0.126, 0.136(小豆) 0.340, 0.452(いんげん)
えんどう	2.5	2.5				
そら豆	2.5	2.5				
らつかせい	0.05	0.05				
その他の豆類	2.5	2.5				
ばれいしよ	0.05	0.05				
さといも類	0.05	0.05				
かんしよ	0.05	0.05				
やまいも	0.05	0.05				
その他のいも類	0.05	0.05				
かぶ類の葉	10	10				
西洋わさび	0.7	0.7				
はくさい	3.0	3.0	○			0.50, 0.92
キャベツ	3.0	3.0				
芽キャベツ	3.0	3.0				
ケール	18	18				
こまつな	18	18				
きょうな	18	18				
チンゲンサイ	18	18				
カリフラワー	3.0	3.0				
ブロッコリー	3.0	3.0				
その他のあぶらな科野菜	18	18				
ごぼう	0.7	0.7				
サルシフィー	0.7	0.7				
レタス	20	11	○申			0.87, 2.29(レタス) 9.5, 11.4(サラダ菜) 4.0, 2.4(リーフレタス)
その他のきく科野菜	2	0.7	申			0.59, 0.92(くきちしゃ)
たまねぎ	3.0	3.0				0.006, 0.067
ねぎ	3.0	3.0				
にんにく	3.0	3.0				
にら	3.0	3.0				
その他のゆり科野菜	3.0	3.0	○			<0.1, <0.1(らっきょう)
にんじん	0.7	0.7	○			0.28, 0.06
パースニップ	0.7	0.7				
セロリ	25		IT		45; アメリカ	【1.80-19.0(n=12)(米国セロ リ)】
その他のせり科野菜	0.7	0.7				
トマト	5	5	○			0.852, 1.09(トマト) 2.91, 1.74(ミニトマト)
ピーマン	10	10	○			3.56(\$), 2.03
なす	2	2	○			0.610, 0.932
その他のなす科野菜	15	1.2	申			5.4, 7.9(ししとう)
きゅうり	5	5	○			1.00, 2.10
かぼちや	1.6	1.6	○			0.45, 0.22
しろうり	1.6	1.6				
すいか	1.6	1.6	○			0.042, 0.039
メロン類果実	1.6	1.6	○			0.034(#), <0.005
まくわうり	1.6	1.6				
その他のうり科野菜	1.6	1.6				

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
たけのこ しょうが 未成熟えんどう 未成熟いんげん えだまめ	1.6 0.05 5 1.6 2.0	1.6 0.05 1.6 1.6 2.0	申			1.3, 1.8(さやえんどう)
その他の野菜	1.6	1.6				
みかん なつみかんの果実全体 レモン オレンジ(ネーブルオレンジを含む) グレープフルーツ ライム	1 10 10 10 10 10	1 10 10 10 10 10	○ ○ ○ ○ ○ ○			0.38, 0.16, 0.37(＃) 3.52 / 2.85 (なつみかん参照) (なつみかん参照) (なつみかん参照) (なつみかん参照) 2.77(すだち) 2.26(かぼす) (なつみかん参照)
その他のかんきつ類果実	10	10	○			
りんご 日本なし 西洋なし マルメロ びわ	3.0 3.0 3.0 3.0 3.0	3.0 3.0 3.0 3.0 3.0	○ ○ ○ ○ ○	2		0.376, 0.560 0.532, 0.435
もも ネクタリン あんず(アブリコットを含む) すもも(プルーンを含む) うめ おうとう(チェリーを含む)	0.2 3 3 3 3 3	1.7 1.7 1.7 1.7 3 3	○ ○ 申 申 申 ○	3 3 3 3 3 3		0.036(＃), 0.013(＃)(果肉) 9.28, 1.74(果皮) 0.48, 0.84 (うめ参照) <0.05, <0.05 1.03, 1.36 1.28, 0.84
いちご ラズベリー ブラックベリー ブルーベリー ハuckleベリー その他のベリー類果実	15 3.5 3.5 3.5 3.5 3.5	15 3.5 3.5 3.5 3.5 3.5	○			7.28(\$), 2.94
ぶどう かき	10 1	10	○ 申	5		4.30, 5.20 0.16, 0.46
バナナ	0.2			0.2		
その他の果実	1.2	1.2				
ひまわりの種子 なたね	0.60 3.5	0.60 3.5				
ぎんなん くり ペカン アーモンド くるみ その他のナッツ類	0.05 0.70 0.70 0.70 0.70 1	0.70 0.70 0.70 0.70 0.70 0.70		0.05 0.05 0.05 0.05 0.05 1		
コーヒー豆 ホップ	0.05 35	35		0.05		
みかんの果皮 その他のスパイス(みかんの果皮を除く。)		40 2.5	○			11.5, 12.2, 29.3(＃)(\$)(み かんの果皮)
その他のスパイス スペアミント ペパーミント その他のハーブ(スペアミント及びペパーミントを除く) その他のハーブ	40 30 30 18 30	30 30 18 30	○			11.5, 12.2, 29.3(＃)(\$)(み かんの果皮)

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の筋肉	0.10	0.10				
豚の筋肉	0.05	0.05				
羊の筋肉	0.10	0.10				
馬の筋肉	0.10	0.10				
山羊の筋肉	0.10	0.10				
その他の陸棲哺乳類の筋肉	0.05	0.05				
牛の脂肪	0.30	0.30				
豚の脂肪	0.10	0.10				
羊の脂肪	0.30	0.30				
馬の脂肪	0.30	0.30				
山羊の脂肪	0.30	0.30				
その他の陸棲哺乳類の脂肪	0.1	0.1				
牛の肝臓	0.35	0.35				
豚の肝臓	0.10	0.10				
羊の肝臓	0.35	0.35				
馬の肝臓	0.35	0.35				
山羊の肝臓	0.35	0.35				
その他の陸棲哺乳類の肝臓	0.05	0.05				
牛の腎臓	0.35	0.35				
豚の腎臓	0.10	0.10				
羊の腎臓	0.35	0.35				
馬の腎臓	0.35	0.35				
山羊の腎臓	0.35	0.35				
その他の陸棲哺乳類の腎臓	0.05	0.05				
牛の食用部分	0.35	0.35				
豚の食用部分	0.10	0.10				
羊の食用部分	0.35	0.35				
馬の食用部分	0.35	0.35				
山羊の食用部分	0.35	0.35				
その他の陸棲哺乳類の食用部分	0.05	0.05				
乳	0.10	0.10				
鶏の筋肉	0.05	0.05				
鶏の脂肪	0.05	0.05				
鶏の肝臓	0.10	0.10				
鶏の腎臓	0.10	0.10				
鶏の食用部分	0.10	0.10				
鶏の卵	0.02	0.02				
らつかせい油(※1)	0.15	0.15				
なたね油(※2)	5.0	5.0				
干しぶどう	10	8.5		10		

※1 食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製落花生油、落花生サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。

※2 食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製なたね油、なたねサラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。

(§)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

ボスカリド

食品名	残留基準値
	ppm
大麦	3
大豆	2
レタス	20
その他のきく科野菜(注1)	2
セロリ	25
その他のなす科野菜(注2)	15
未成熟えんどう	5
もも	0.2
ネクタリン	3
あんず(アブリコットを含む)	3
すもも(プルーンを含む)	3
うめ	3
かき	1
バナナ	0.2
ぎんなん	0.05
その他のナッツ類(注3)	1
コーヒー豆	0.05
その他のスパイス(注4)	40
その他のハーブ(注5)	30
牛の筋肉	0.10
豚の筋肉	0.05
羊の筋肉	0.10
馬の筋肉	0.10
山羊の筋肉	0.10
その他の陸棲哺乳類の筋肉	0.05
牛の脂肪	0.30
豚の脂肪	0.10
羊の脂肪	0.30
馬の脂肪	0.30
山羊の脂肪	0.30
その他の陸棲哺乳類の脂肪	0.10
牛の肝臓	0.35
豚の肝臓	0.10
羊の肝臓	0.35
馬の肝臓	0.35
山羊の肝臓	0.35
その他の陸棲哺乳類の肝臓	0.05
牛の腎臓	0.35
豚の腎臓	0.10
羊の腎臓	0.35
馬の腎臓	0.35
山羊の腎臓	0.35
その他の陸棲哺乳類の腎臓	0.05
牛の食用部分	0.35
豚の食用部分	0.10
羊の食用部分	0.35
馬の食用部分	0.35
山羊の食用部分	0.35
その他の陸棲哺乳類の食用部分	0.05
乳	0.10
鶏の筋肉	0.05
鶏の脂肪	0.05
鶏の肝臓	0.10
鶏の腎臓	0.10
鶏の食用部分	0.10
鶏の卵	0.02
干しぶどう	10

※ 今回残留基準を設定するボスカリドとは、畜産物にあつては、ボスカリド、代謝物B[2-クロロ-N-(4'-クロロ-5-ヒドロキシ-ビフェニル-2-イル)ニコチンアミド]及び代謝物Bのグルクロン酸抱合体をボスカリド含量に換算したものの和をいい、その他の食品にあつては、ボスカリドのみをいうこと。

(注1)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

(注2)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

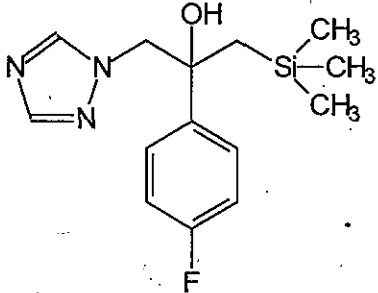
(注3)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

(注4)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

(注5)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレンソ、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。



## シメコナゾール (Simeconazole)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の追加設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴い要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬/殺菌剤										
作用機構	トリアゾール系殺菌剤 菌類の細胞膜成分であるエルゴステロール生合成系の、ラノステロールのC <sub>14</sub> 位脱メチル化を阻害することで作用すると考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	適用拡大申請: かぼちゃ、うめ/べと病、うどんこ病、灰星病										
我が国の登録状況	稲、りんご、だいず等に農薬登録がなされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 韓国においてきゅうり、ぶどう等に農薬登録がなされている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.0085 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験(ラット・混餌) 無毒性量 0.85mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。										
暴露評価	TMDI/ADI比は、以下のとおり。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;"></th> <th style="width: 50%; text-align: center;">TMDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td style="text-align: center;">24.5</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td style="text-align: center;">51.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td style="text-align: center;">22.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td style="text-align: center;">27.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI比 (%)	国民平均	24.5	幼小児(1~6歳)	51.1	妊婦	22.1	高齢者(65歳以上)	27.7
	TMDI/ADI比 (%)										
国民平均	24.5										
幼小児(1~6歳)	51.1										
妊婦	22.1										
高齢者(65歳以上)	27.7										
意見聴取の状況	平成21年7月28日に在京大使館への説明を実施 現在、パブリックコメント及びWTO通報手続中										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米	0.1	0.1	○			<0.02, <0.02 / <0.02, 0.02 / 0.02
大豆	0.2	0.2	○			0.04, 0.04 / 0.06(#), 0.13(#) / 0.01, 0.02
ねぎ	0.2	0.2	○			<0.02(#), <0.02(#) / <0.02 (葉ねぎ) 0.05(#), <0.02(#) / <0.02 (根葉ねぎ)
にんにく	0.1	0.1	○			<0.02(#), <0.02(#)
トマト	0.2	0.2	○			0.02(#), 0.03(#)
きゅうり	0.3	0.3	○			0.06(#), 0.08(#) / 0.06(#), 0.11(#)
かぼちや	0.2		申			<0.05(#), <0.05(#)
すいか	0.1	0.1	○			<0.02(#), <0.02(#)
メロン類果実	0.1	0.1	○			<0.02(#), <0.02(#) / <0.02(#), <0.02(#)
みかん	0.1	0.1	○			0.02(#), <0.02(#)
なつみかんの果実全体	0.3	0.3	○			0.06(#), 0.05(#)
レモン	0.3	0.3	○			(なつみかん、ゆず参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	0.3	0.3	○			(なつみかん、ゆず参照)
グレープフルーツ	0.3	0.3	○			(なつみかん、ゆず参照)
ライム	0.3	0.3	○			(なつみかん、ゆず参照)
その他のかんきつ類果実	0.3	0.3	○			0.02(#), 0.08(#)(ゆず)
りんご	0.5	0.5	○			<0.03, <0.03 / 0.04, <0.03 / 0.04, <0.03 / 0.14, 0.04
日本なし	0.5	0.5	○			<0.03, 0.07 / 0.07, 0.07 / 0.18, 0.06
西洋なし	0.5	0.5	○			(日本なし参照)
もも	0.7	0.7	○			0.04, <0.03 / 0.04, <0.03 / 0.16, 0.30 (果 肉)
ネクタリン	0.5	0.5	○			0.66, 0.30 / 0.59, 0.26 / 3.73, 9.89 (果皮)
あんず(アプレコトを含む)	1	1	○			0.14, 0.03
すもも(プルーンを含む)	0.3	0.3	○			0.40, 0.28
うめ	1		申			<0.05, <0.05
おうとう(チェリーを含む)	3	3	○			0.50, 0.39
いちご	3	3	○			1.13, 0.61
ぶどう	0.2	0.2	○			0.22, 1.48
かき	0.2	0.2	○			0.8(#), <0.02(#)
						<0.03(#), 0.06(#)
茶	10	10	○			4.54, 1.39 / 4.67(#), 2.50(#) / 2.5, 6.0 / 4.4(#), 8.2(#)(荒茶) 1.72, 0.56 / 1.80(#), 1.10(#) / 0.93, 2.17 / 1.64(#), 2.54(#)(浸出液)
その他のスパイス	0.3	0.3	○			0.08(#), 0.08(#)(みかんの 果皮)
魚介類	0.02	0.02				

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。